

第 8 1 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 9 月 1 3 日 (木 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 1 3 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 第 68号議案 | 穴 粟 市 福 祉 医 療 費 助 成 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 1 号) の 承 認 に つ い て |
| 日程第 2 | 第 69号議案 | ふ る さ と 穴 粟 寄 附 金 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 2 号) の 承 認 に つ い て |
| 日程第 3 | 第 70号議案 | 訴 え の 提 起 の 専 決 処 分 (専 決 第 3 号) の 承 認 に つ い て |
| 日程第 4 | 第 71号議案 | 平 成 30年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) の 専 決 処 分 (専 決 第 4 号) の 承 認 に つ い て |
| 日程第 5 | 第 72号議案 | 穴 粟 市 長 等 政 治 倫 理 条 例 の 制 定 に つ い て |
| 日程第 6 | 第 73号議案 | 穴 粟 市 自 治 基 本 条 例 第 20条 の 施 行 期 日 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て |
| | 第 74号議案 | 穴 粟 市 住 民 投 票 条 例 の 制 定 に つ い て |
| 日程第 7 | 第 75号議案 | 穴 粟 市 起 業 家 支 援 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日程第 8 | 第 76号議案 | 穴 粟 市 過 疎 地 域 自 立 促 進 計 画 の 変 更 に つ い て |
| 日程第 9 | 第 77号議案 | 平 成 30年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) |
| | 第 78号議案 | 平 成 30年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) |
| | 第 79号議案 | 平 成 30年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) |
| | 第 80号議案 | 平 成 30年 度 穴 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) |
| | 第 81号議案 | 平 成 30年 度 穴 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) |
| | 第 82号議案 | 平 成 30年 度 穴 粟 市 訪 問 看 護 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 |

- 1号)
- 第 83号議案 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 84号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 85号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 86号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 87号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 第 88号議案 平成29年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 89号議案 平成29年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 90号議案 平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 91号議案 平成29年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 92号議案 平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 93号議案 平成29年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 94号議案 平成29年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成29年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成29年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 第 68号議案 | 宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正の専決処分（専決第1号）の承認について |
| 日程第 2 | 第 69号議案 | ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正の専決処分（専決第2号）の承認について |
| 日程第 3 | 第 70号議案 | 訴えの提起の専決処分（専決第3号）の承認について |
| 日程第 4 | 第 71号議案 | 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の専決処分（専決第4号）の承認について |
| 日程第 5 | 第 72号議案 | 宍粟市長等政治倫理条例の制定について |
| 日程第 6 | 第 73号議案 | 宍粟市自治基本条例第20条の施行期日を定める条例の制定について |
| | 第 74号議案 | 宍粟市住民投票条例の制定について |
| 日程第 7 | 第 75号議案 | 宍粟市起業家支援条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 76号議案 | 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第 9 | 第 77号議案 | 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第3号） |
| | 第 78号議案 | 平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 79号議案 | 平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 80号議案 | 平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 81号議案 | 平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 82号議案 | 平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 83号議案 | 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 84号議案 | 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 85号議案 | 平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 86号議案 | 平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 87号議案 | 平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号） |

1号)

- 日程第10
- 第 88号議案 平成29年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 89号議案 平成29年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 90号議案 平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 91号議案 平成29年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 92号議案 平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 93号議案 平成29年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 94号議案 平成29年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 95号議案 平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 96号議案 平成29年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 97号議案 平成29年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 98号議案 平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

- | | | | |
|-------|------------|-------|------------|
| 1 番 | 津 田 晃 伸 議員 | 2 番 | 宮 元 裕 祐 議員 |
| 3 番 | 山 下 由 美 議員 | 4 番 | 東 豊 俊 議員 |
| 5 番 | 今 井 和 夫 議員 | 6 番 | 大久保 陽 一 議員 |
| 7 番 | 田 中 孝 幸 議員 | 8 番 | 浅 田 雅 昭 議員 |
| 9 番 | 田 中 一 郎 議員 | 1 0 番 | 神 吉 正 男 議員 |
| 1 1 番 | 飯 田 吉 則 議員 | 1 2 番 | 大 畑 利 明 議員 |

13番 林 克 治 議員

14番 榎 橋 美恵子 議員

15番 西 本 諭 議員

16番 実 友 勉 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 宮 崎 一 也 君 書 記 小 谷 慎 一 君

書 記 岸 元 秀 高 君 書 記 小 椋 沙 織 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君 副 市 長 中 村 司 君

教 育 長 西 岡 章 寿 君 企画総務部長 坂 根 雅 彦 君

まちづくり推進部長 富 田 健 次 君 市民生活部長 平 瀬 忠 信 君

健康福祉部長 世 良 智 君 産 業 部 長 名 畑 浩 一 君

建 設 部 長 花 井 一 郎 君 一宮市民局長 上 長 正 典 君

波賀市民局長 坂 口 知 巳 君 千種市民局長 津 村 裕 二 君

会 計 管 理 者 椴 谷 米 男 君 総合病院事務部長 志 水 史 郎 君

教育委員会教育部長 前 田 正 人 君 農業委員会事務局長 西 村 吉 一 君

(午前 9時30分 開議)

議長(実友 勉君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第68号議案

議長(実友 勉君) 日程第1、第68号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正の専決処分(専決第1号)の承認についてを議題とします。

本議案は、去る9月3日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年9月3日に審査付託のありました、第68号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正の専決処分(専決第1号)の承認については、9月6日に第9回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第68号議案の内容は、福祉医療費助成事業については、兵庫県の補助を受け実施しており、今回、兵庫県が制度改正を行ったため、市条例の一部を改正するものです。助成対象者である重度障がい者及び扶養義務者の本制度の対象となる市民の市町村民税の所得割の額の算定に当たり、地方税法第318条に規定する賦課期日現在、政令指定都市の区域内に住所を有する者であった場合は、政令指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するように一部改正するものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第68号議案は全会一致で承認すべきものと決しました。

以上です。

議長(実友 勉君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第68号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第68号議案は委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第2 第69号議案

議長(実友 勉君) 日程第2、第69号議案、ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正の専決処分(専決第2号)の承認についてを議題とします。

本議案は、去る9月3日の本会議で総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年9月3日に審査付託のありました、第69号議案、ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正の専決処分(専決第2号)の承認については、9月7日に第12回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

ふるさと宍粟寄附金につきましては、条例に規定する用途に限定し活用しておりますが、このたびの平成30年7月豪雨に伴う災害復興支援につきましても寄附金を活用できるよう、条例の一部を改正するものです。

改正内容としましては、寄附金の用途につきまして、「市長が適当と認める事業」を追加するものであり、このたびの豪雨に伴う災害復興支援としまして、土砂や流木の撤去支援に充当しようとするものです。

なお、今回の一部改正につきましては、今般の災害に早急に対応する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

審査の過程で委員からは、今回の条例改正の理由として、災害対応について寄附金の活用が条例の中で明記されていないため、それができるよう改正することであったが、「市長が適当と認める事業」となると解釈の幅が広がってしまうのではないかと、厳格な運用を求めるとの意見があり、当局からは、この寄附金には寄附者の意向により6項目の用途指定を区分しているが、用途を指定しないものもあり、この部分を原資に「市長が適当と認める事業」として活用したい。運用については、担当者ごとに解釈が違わないように、緊急的な措置というところを視点に置き、議会にも報告するとの回答がありました。

審査の結果、第69号議案については、適切と判断し、全会一致で承認すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第69号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第69号議案は委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第3 第70号議案

議長（実友 勉君） 日程第3、第70号議案、訴えの提起の専決処分（専決第3号）の承認についてを議題とします。

本議案は、去る9月3日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものがあります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成30年9月3日に審査付託のありました、第70号議案、訴えの提起の専決処分（専決第3号）の承認については、9月6日に第9回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第70号議案の内容は、相手方は生活保護法第63条に基づく返還金476万5,609円を滞納しており、再三の督促にも応じないため、今回の訴えをもって債権の確保を図ろうとするものです。

通帳残高照会により仮差し押さえし、251万円余り宍粟市へ収納するために、今後裁判による手続を行います。早目の差し押さえはよかったの判断であります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第70号議案は全会一致で承認すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第70号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第70号議案は委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第4 第71号議案

議長(実友 勉君) 日程第4、第71号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)の専決処分(専決第4号)の承認についてを議題とします。

本議案は、去る9月3日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、4番、東 豊俊議員。

予算決算常任委員長(東 豊俊君) 平成30年9月3日に審査付託のありました、第71号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)の専決処分(専決第4号)の承認について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。9月6日に文教民生分科会、7日に総務経済分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後11日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。分科会の報告は、次のとおりであります。

今回の補正は、平成30年7月豪雨が本市にもたらした災害に早期に対応する必要があり、急を要したため、当該災害にかかる救助費及び復旧費についての補正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

総務経済分科会が審査した第71号議案の関係部分は、総務費では、今回の災害支援のため多くの皆様からいただきました寄附金を活用するため、当該寄附金のプナ基金への積立金を計上しております。

民生費では、災害救助費として、災害見舞金や被災者生活再建支援金のほか、被災住宅の土砂撤去補助金や応急修理工事費を計上します。

また、災害復旧費では、応急復旧に要する費用を主として計上しております。内

訳としましては、各種公共施設の土砂撤去にかかる工事費や補助金、応急修繕費用のほか、災害査定のための測量や設計業務委託料も早期復旧を進めるため、あわせて計上しました。

歳入につきましては、災害救助法の適用による交付金や、災害にかかる各種国県補助金、また特別交付税を見込むほか、災害復旧事業債を活用することとしております。加えて、ふるさとづくり寄附金を一定額計上するほか、さらに必要となる財源につきましては、財政調整基金を活用しようとするものです。

次に、民生生活分科会が審査した第71号議案の関係部分は、民生費では災害救助費として災害弔慰金や災害廃棄物の収集運搬等費用や被災児童・生徒への通学支援費用などが計上されています。

委員からは災害廃棄物収集運搬等業務委託料1,277万2,000円の委託業者及び契約内容についての質疑があり、それに対して当局からは、業者は県内に1施設で三木市にある最終処分施設で県指定の業者をお願いするとのこと。廃棄物処理量412トン、これは1トン当たり3万1,000円としているとの回答がありました。

また、スクールバス運転員賃金112万円、被災児童生徒送迎業務委託料300万円についての質疑があり、賃金の112万円の内容は、清野自治会の児童生徒の送迎にかかるもので、日額7,000円、月20日、3月までの8カ月分を計上している。また、委託料の300万円については、道谷小中学校の児童生徒を市の公用車を利用し、学校へ送迎するためのものであるとの報告がありました。

採決しました結果、第71号議案については、全会一致で原案を承認すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（実友 勉君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第71号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第71号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第5 第72号議案

議長（実友 勉君） 日程第5、第72号議案、宍粟市長等政治倫理条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る9月3日の本会議で総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年9月3日に審査付託のありました、第72号議案、宍粟市長等政治倫理条例の制定については、9月7日に第12回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第72号議案は、市政は、市民の皆様の厳粛な信託のもとに行われる必要がある中で、市長を初めとする副市長、教育長の特別職は、市政の運営に大きな決定権限を有しています。市長等特別職には、市民の信頼と負託に応えるため、ふだんから倫理観の向上に努め、市民から疑惑や不信感を招くことのないよう、市政の運営に真摯な態度で臨むことが求められております。

このように市民の皆様からの信頼に応えるべく基盤を整備し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として、この条例を制定しようとするものです。

この条例の内容は、市長等が遵守すべき政治倫理基準として、市民全体の代表として品位と名誉を損なうような行為や不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと、また、常に人格と倫理の向上に努めること、さらには、地位を利用して市と

の請負契約において特定の業者に有利な計らいをしないことなどを規定しています。

また、工事請負契約等については、地方自治法で本人が地方公共団体に対して請負人等になることが禁止されておりますが、配偶者や一親等の親族が経営する法人等も、市民からの疑惑を持たれないようにするため、原則、辞退届を提出することとしています。

なお、遵守すべき事項について疑義がある場合には、市民が調査請求することができる規定等についても整備するものです。

審査の過程で委員からは、第4条の政治倫理基準の中に、市が行う売買、貸借、許認可処分に関して特定の者に有利・不利の取り扱いをしてはならないことなどが明記されていない理由について質疑が出され、この政治倫理条例自体が、特定の者に売買、貸借、許認可処分に関して有利・不利の取り扱いをしてはならないことを前提としており、他市町や本市議会の倫理基準を参考にしながら、代表的なものを取り上げたものであるとの回答がありました。

また、審査会の委員はどのような方を想定し、選任方法はどのようにするのか質疑が出され、委員は、弁護士、司法書士、県職OB等を想定しており、事務局で選考した上で、最終的には市長が委嘱することになるとの回答がありました。

さらに、市民の調査請求に関しての意見陳述の機会はあるのか質疑が出され、第7条第2項に審査会は「関係人から事情聴取することができる」とあることから、審査の過程において意見陳述の機会があるものと考えたとの回答がありました。

審査の結果、第72号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第72号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第72号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第73号議案～第74号議案

議長（実友 勉君） 日程第6、第73号議案、宍粟市自治基本条例第20条の施行期日を定める条例の制定についてから、第74号議案、宍粟市住民投票条例の制定についてまでの2議案を一括議題といたします。

当該2議案は、去る9月3日の本会議で総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年9月3日に審査付託のありました、第73号議案、宍粟市自治基本条例第20条の施行期日を定める条例の制定について及び第74号議案、宍粟市住民投票条例の制定についての2議案については、9月7日に第12回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、第73号議案は、宍粟市自治基本条例の附則において、住民投票について規定する第20条は、「別に定める日から施行する」としていることから、その施行期日を平成30年10月1日と定めようとするものです。

次に、第74号議案、宍粟市住民投票条例の制定につきましては、自治基本条例第20条第4項において、「住民投票に関し必要な事項は、別に定める」と規定していることから、住民投票に付することができる事項、市民が住民投票を請求する手続、投票資格者、請求に必要な署名数、成立要件など、住民投票に関し必要な事項を条例で定めようとするものです。市の最高規範である自治基本条例に定めるとおり、住民投票制度は、市政運営に係る重要な事項について、市民の意志を確認する重要

な市民参画の制度であると考え、新たに制定されるものです。

なお、これまでの間、市当局から委員会、また議会に対して自治基本条例検証委員会の検証結果や策定へ向けた検討状況などの報告を受けてまいりまして、このたび条例制定しようとするものであります。

それでは、今回の委員会の審査の経過を御報告します。

まず、第2条、住民投票に付することができる事項の中で、ただし書きとして付議事項から除かれる事項の第4号で、「専ら特定の市民または地域に関する事項」とあります。この「地域」の定義について、パブリックコメントで意見があり、市の回答では、「主に自治会単位等を指す」とあるが、「等」とは何を指すのかとの質疑が出され、「自治会単位等」とは、隣保や地区などの合併以前の旧町に満たない地域を指すものであるとの回答がありました。

また、第5条での市長発議について、議会の議決要件を加えている自治体もあるが検討されなかったのかとの質疑については、市長発議については、自治基本条例第20条で、市長は住民投票を実施することができるとする規定を根拠にしており、住民投票に至る場合は、市と議会の意見に相違がある場合と捉え、その場合に、市民の意思表示の機会として規定しているとの回答がありました。

次に、第8条、署名等の収集で、自署押印等が規定されているが、どのように確認を行うのか質疑が出され、署名については、自署が大原則で、それを補完する意味で押印、住所・生年月日の記載が必要としている。署名簿については選挙管理委員会が審査し、審査後には確認のため縦覧期間を設けるとの回答がありました。

次に、第14条、情報の提供で、投票の判断に資するため、情報やそれを得る機会の提供をどのように行うのか。また中立性をどう保持するのか。さらに、第15条、住民投票運動での具体的な投票運動の規制について質疑が出され、情報の提供や住民投票運動の規制等については、「宍粟市住民投票条例逐条解説書」に説明とあわせて事例を示しているとの回答がありました。

次に、第25条、住民投票の成立要件等では、投票した者が投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとして、開票作業などを行わないとしているが、住民投票が市民の市政への参画と協働の仕組みであるならば、開票することも必要ではないか等の質疑がありました。これに対して、当局からは、不成立の開票結果を公表することで、市政に混乱を招くおそれがあるため開票作業を行わないとの回答がありました。

審査の結果、第73号議案及び第74号議案の2議案については、適切と判断し、全

会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず第73号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第73号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第73号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第74号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第74号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第74号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第75号議案

議長（実友 勉君） 日程第7、第75号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正に

ついてを議題とします。

本議案は、去る9月3日の本会議で総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年9月3日に審査付託のありました、第75号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正については、9月7日に第12回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第75号議案は、現行制度におきましては、新規の事業認定に際して宍粟市産業振興資金利子補給金交付要綱に定める利子補給金及び宍粟市空き家活用推進事業補助金による補助金の二つの制度以外に、市の補助金を受けていないことが要件となっておりますが、地域おこし協力隊起業支援事業や住まいの耐震改修補助事業など、対象経費の明確なすみ分けを行った上で、他の制度と併用を可能とすることにより、より高い事業効果を得られるよう条例改正を行うものです。また、あわせて産業競争力強化法等の一部改正に伴い文言の整理を行うものです。

審査の結果、第75号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第75号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第75号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第76号議案

議長(実友 勉君) 日程第8、第76号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本議案は、去る9月3日の本会議で総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年9月3日に審査付託のありました、第76号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更については、9月7日に第12回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第76号議案は、平成27年に策定しました宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において、準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更の内容としましては、教育の振興に関する事業として、児童・生徒の学習や生活の場として、また、地域の人々の社会教育等を基本としたコミュニティの場として、過疎地域の発展と地域力の向上につなげるため、小学校における屋内運動場整備事業を追加計上するものです。

事業内容につきましては、昭和56年建築で37年経過しております千種小学校屋内運動場について、老朽化による雨漏りが発生していることから、屋根の全面的なふきかえを実施するものです。

審査の結果、第76号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長(実友 勉君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第76号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第76号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第77号議案～第87号議案

議長(実友 勉君) 日程第9、第77号議案、平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)から第87号議案、平成30年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)までの11議案を一括議題といたします。

本11議案は、去る9月3日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、4番、東 豊俊議員。

予算決算常任委員長(東 豊俊君) 平成30年9月3日に審査付託のありました、第77号議案、平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)から第87号議案、平成30年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)までの補正予算11議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で

分担して行うことと決定しました。9月6日に文教民生分科会、7日に総務経済分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後11日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

今回の補正予算は、地域創生や人口減少対策といった各種施策をより効果的に推進するものに加え、目まぐるしく変わる社会情勢の中、当初予算編成時点では予見できなかった事案に対し早急に対応すること、さらに7月の豪雨災害への対応といった3項目を軸とした補正予算となっております。

また、それに加えて、国県補助金の確定による増減や、人事異動に伴う人件費の整理を行うとともに、将来の財政負担の軽減を図るため、前年度決算に伴う剰余金を活用した繰上償還のための公債費の計上を行っています。

まず、総務経済分科会が審査した第77号議案の関係部分は、初めに豪雨災害以外の歳出予算の補正内容についてですが、人事異動による人件費、賃金の整理を行うほか、主立った費目ごとの内容としまして、総務費では、総合計画の後期基本計画及び次期総合戦略の策定業務委託料220万円や森林大学校学生住居のシェアハウスの追加整備約525万円、木育を広く周知する木育イベントの実施負担金約124万円のほか、一宮市民協働センターの建設工事費等の予定期間見直しに伴う整理等を行います。

農林水産業費では、農業生産基盤整備事業及び林業基盤整備事業の実施内容確定に伴う事業費の増額を行っているほか、商工費では、まほろばの湯の風呂場畳敷きの経年劣化に伴う修繕料400万円を計上するほか、指定管理施設7施設が緊急対応をした修繕にかかる負担金約724万円を追加計上するものなどです。

土木費では、道路用地登記業務や、急を要する道路維持修繕工事150万円の追加、消防費では、詰所の新築に伴う旧詰所の解体工事185万円を追加するものです。

公債費では、将来の財政負担軽減を目的として、前年度決算に伴う剰余金の一部を活用し、繰上償還2億3,000万円を実施するための予算措置を講じております。

諸支出金では、都市計画道路用地の先行取得のため、土地開発基金への繰出金1億円を計上しております。

次に、豪雨災害関連の補正内容については、豪雨災害に対応するための予算措置としては、緊急を要するものであったため、災害救助費と応急復旧工事費の大部分を専決処分により予算措置を行いました。専決時点では見込めなかったものにつ

いて、今回、補正計上してあります。加えて、公共施設の本復旧工事費のうち、単独で実施する工事費について計上しております。

次に、歳入の主なものとしまして、普通交付税については、基準財政収入額が当初の見込みより少なく、交付決定額が当初予算額を上回ったため、4,621万5,000円の増額補正を行っております。

国県支出金では、地方創生推進交付金900万円やひょうご地域創生交付金3,566万円の計上、社会資本整備総合交付金96万2,000円の減額など、内示に基づく整理を行い、寄附金では、豪雨災害にかかる指定寄附金を計上しております。

繰越金は、平成29年度決算における歳入歳出差引額から繰越明許財源を控除した実質収支額に基づき、その一部約3億4,700万円を計上します。

市債では、事業の追加計上及び事業費の変更に伴う合併特例事業債及び過疎対策事業債の整理、豪雨災害の復旧事業について災害復旧事業債の活用を行うとともに、臨時財政対策債については、発行可能額確定による減額を行っており、これらにあわせて地方債限度額も変更するものです。

また、債務負担行為につきましては、総合計画・総合戦略の作成業務、一宮生活圈拠点施設整備事業の内容変更に伴い、設計監理業務の追加及び建設工事の限度額変更を行います。

審査の過程で委員からは、施設整備工事費1億2,271万3,000円の減額理由についての質疑が出され、これについては一宮市民協働センターの建設工事期間の見直しに伴い、現年予算を減額するものです。また、用地購入費については、当該施設の設計変更に伴い、増額するものであるとの説明がありました。

また、諸支出金の土地開発基金への繰り出し理由について質疑が出され、都市計画道路、鹿沢線の道路用地の一部として先行取得するため基金へ繰り出すものであるとの回答がありました。

次に、文教民生分科会が審査した第77号議案の関係部分は、民生費では前年度国県支出金の精算、衛生費では特別会計への繰出金やあじさい苑空調設備取替修繕など、教育費では幼稚園・小学校・中学校の空調設備の整備費、平成30年7月豪雨により被災したたたら公園、波賀城遊歩道ののり面復旧工事費などが計上されています。

委員からは、幼・小・中の空調設備費の5億1,670万円について、どの学校から進めるのか、国庫補助金がなくても進めるのかとあったが、今、わかっている状況の説明をとの質問があり、それに対しては、どの学校から進めていくかは決まって

いない。設計・施工をプロポーザルで行いたいとのこと。国の動向については、秋の臨時国会でと聞いているがどうなるかはわからないという回答でありました。

次に、文教民生分科会が審査した第78号議案の主な内容は、人事異動による人件費、前年度繰越金等が計上されています。

次に、第79号議案の主な内容は、人事異動による人件費の整理、経年劣化により不具合を生じている医療機器の購入費が計上されています。委員からはどこの診療所でどんな医療機器を購入しているのか、なぜ当初予算ではなく補正なのかとの質問があり、それに対して、千種診療所の機器でCRP測定装置であるとのこと。2年前に故障し修繕していたが、今年になり、別の箇所が故障したため、今年更新で来年度購入予定としていたが、無償貸出期間も終了となるため、補正により購入したいとのことでありました。

次に、第80号議案の主な内容は、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金、歳入では繰越金が計上されています。

次に、第81号議案の主な内容は、人事異動による人件費、給付費等精算による返還金等が計上されています。

次に、第82号議案の主な内容は、前年度繰越金の計上と人件費が計上されています。委員からは訪問看護について、訪問の件数がふえ、職員の時間外対応も増加していると思うがどう対応しているかとの質問に対し、訪問依頼の件数増加により、職員も増員したとのこと。委員からは職員の健康管理の面でも十分対応してほしいと意見があり、これに対して、人材確保について総務課とも協議していくとのことでありました。

次に、総務経済分科会が審査した第83号議案、平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金27万4,000円や揖保川流域下水道維持管理負担金精算金292万7,000円を追加計上し、一般会計繰入金372万8,000円を減額するものです。

次に、第84号議案、平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、歳出で、職員人件費の整理を行い、歳入では、前年度決算に伴う繰越金4万2,000円を計上し、一般会計繰入金2万9,000円を減額するものです。

次に、第85号議案、平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）については、職員人件費の整理を収益的支出及び資本的支出で行い、収益的支出では、豪雨災害にかかる修繕費740万円等を計上するものです。また、収益的収入では、国の繰り出し基準の改正による一般会計からの補助金等の精査を行うものです。

次に、文教民生分科会が審査した第86号議案の主な内容は、病床数減少による施設基準の変更に伴う増額、職員数増減及び外来診療日変更に伴う人件費の増額、循環器内科の診療日の変更に伴う減額が計上されています。

病院事業費用の委託料37万8,000円の減額について、姫路循環器病院からの予約診が月2回から1回になるとの説明を受けたが、患者さんからの評判もよく、このことは病院にとっても大きな打撃である。医師の確保は予算に関係なく進めていきたいので、努力はしていくとの説明がありました。委員からは、この時期の補正による減額には納得がいかない。難しい問題もあると思うが、患者さんにとっても病院にとっても重要なことであるため、循環器内科の診察日確保に関しては今後も努力してほしいとの意見がありました。

次に、総務経済分科会が審査した第87号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）については、人件費の整理を行うほか、収益的収入において、新たに始まる収入保険業務に係る収入を追加するものであります。

採決しました結果、第77号議案から第87号議案までの補正予算11議案については、いずれも全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（実友 勉君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

続いて、討論を行います。

本11議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第77号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第77号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第77号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第78号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第78号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第78号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第79号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第79号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第79号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第80号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第80号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第80号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第81号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第81号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第81号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第82号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第82号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第82号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第83号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第83号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第83号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第84号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第84号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第84号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第85号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第85号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第85号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第86号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第86号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第86号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第87号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第87号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第87号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時45分再開

議長(実友 勉君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第10 第88号議案～第98号議案

議長(実友 勉君) 日程第10、第88号議案、平成29年度穴粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第98号議案、平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案を一括議題といたします。

当該11議案につきましては、去る9月3日の本会議で、提案説明が終わっております。

これより決算質疑を行います。

通告に基づき順次発言を許可します。

まず、創政会、7番、田中孝幸議員。

7番(田中孝幸君) 7番、田中孝幸です。議長の許可をいただきましたので、創政会を代表しまして、決算質疑をさせていただきます。

まず、成果説明書12ページ、財政運営等現況指数表のナンバー5、実質公債費比率について伺います。

実質公債費比率は、平成24年度の18.2%に対して、平成29年度は、13.4%となり、福元市長体制になって5年間で4.8%、1年平均で0.96%と着実に改善されており、平成30年度以降もさらなる改善をすべきと考えますが、この5年間に取り組んだ改

善内容と改善につながった大きな要因について伺います。いかがでしょうか。

次に、成果説明書13ページ、経常収支比率について伺います。

平成29年度の経常収支比率は、91.2%であり、かなり意識をして取り組み、前年度と比べ1.3%改善されたと考えます。成果説明書の中では、「今後、普通交付税の縮減は平成33年度まで続くことから、事務事業の見直しや経常経費の削減に向けての取り組みを一層強化する必要があります」と、行動目標が示されていると考えられますが、これまでも同様のことが言われ続けてきたと思います。そこで、これまでの具体的な事務事業の見直しや経常経費の削減に向けての取り組みを伺います。いかがでしょうか。

以上で、1回目の質疑をさせていただきます。

議長（実友 勉君） 田中孝幸議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、創政会代表の田中議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

1点目の実質公債費比率が、この5年間、改善につながった大きな要因についてありますが、過去の借入金の繰上償還に努めてきたことが一番の要因であると、このように考えております。繰上償還は、平成19年度より行ってきておりまして、平成29年度までに約48億円を償還してきました。このことによって、該当する年度の元利償還金が減っていることが改善につながっている要因であります。しかし、財政基盤が脆弱な本市においては、今後も公共施設の整備などには地方債を財源としていくことになっているため、繰上償還を継続して行うとともに、地方債を財源とする事業も含め全体事業費を十分に精査し、後年度への負担を減らすことで、財政健全化に向けた取り組みを進めてまいりたいと、このように考えています。

次に、2点目の具体的な事務事業の見直しや経常経費の削減に向けた取り組みについてありますが、現在本市では、第3次行政改革大綱に基づき、人件費の抑制、事務事業の見直し、繰上償還の推進、情報システムの最適化などに取り組んでいるところであり、繰上償還による元利償還金の削減に努めていることが効果としては大きなところでございます。

また、多額の費用がかかるコンピューター機器やシステム整備・更新などのICT関連事業については、実施の前段においてICTアドバイザーに事業の進め方や見積もり内容についてアドバイスを受けることにより、費用の抑制等に努めています。

さらに、本市が所有する39施設については、電力自由化後、複数の電気事業者がある中で、毎年度、電力を安定供給でき、電気料金が最も低価な電気事業者と契約を締結することで、電気料金の削減に努めています。

このように、さまざまな取り組みをしておりますが、普通交付税の段階的縮減、人口減少による税収等への影響を見据える中では、前例に捉われることなく、常に見直すべき視点で事業・業務に当たることで、行財政改革を着実に推進していく考えであります。

以上であります。

議長（実友 勉君） 7番、田中孝幸議員。

7番（田中孝幸君） それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

ただいま実質公債費比率を抑制するためのこの5年間に取り組んだ改善内容と改善につながった大きな要因をお聞きしました。ぜひ、この5年間の考え方、行動実績を継続しつつ、さらなる財政の健全化と比率の抑制を図るべく、民間資金の繰上償還等により、実質公債費比率の抑制に努めるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、平成30年度の実質公債費比率の目標値もお聞きします。いかがでしょうか。

次に、先ほど経常収支比率を健全化するために、具体的な事務事業の見直しや経常経費の削減に向けての取り組みの具体的な内容をお聞きしました。総務省が目標にしている75%に近づくためにも、今後も引き続き事務事業の見直しや経常経費の削減に向けての取り組みも一層強化すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

さらに市債残高の状況について伺います。市債残高は、平成29年度に一般会計で3億3,000万円の繰上償還を実施していますが、小中学校施設整備や河川工事などの大型事業を実施していることから、残高は約2億5,000万円増加しています。この市債の平成30年度以降の返済計画を伺います。いかがでしょうか。

また、宍粟市は、そんなにたくさん借入れをしても返済できるのか、大丈夫なのかとの不安を持っておられる市民の皆様が多くおられると思います。ぜひ明確な市債の残高、返済計画等を市民の皆様至今已以上に常にお知らせをして安心して暮らせるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で2回目の質疑をさせていただきます。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 少し数が多かったので漏れるかもわかりませんが、よろしく申し上げます。

起債の償還の関係につきましては、これまで40数億円の起債を繰上償還する中で、先ほど市長が答弁しましたように、実質公債費比率の削減と申しますか、低減に努めてきたというところで御答弁をさせていただきました。今後におきましても、地方財政法の中に、第7条で剰余金の2分の1以上、2分の1を下らない額を基金に積むか、あるいは、繰上償還の財源に充てなさいという規定がございます。これに基づいて、宍粟市では、数年前までは、基金を30億円までもっていきたいと、財調を30億円までもっていきたいということで、基金のほうにも積んでおりましたが、30億円を達成した後につきましては、その地方財政法による2分の1以上の財源につきましては、繰上償還に充てるという基本的な方針をもって、この間取り組んでおるところであります。

よって、今後平成30年度も、あるいは平成31年度以降もその方針、特別な事情、さらにはその方針を変更する事情がない限りは、繰上償還のほうに充当していきたいというふうに思っておりますので、今現実的にどの額かということについては、具体的には申し上げられませんが、方針としては、そういう方針を持っておるところでございます。

それから市債の残高のことでございます。平成29年度については、御指摘のありましたように2億円余りの一般会計で増額というふうになってございます。これは予算のときにもいろいろ御説明させていただきましたとおり、今やるべき事業に集中的に投資をするということで、学校規模適正化でありますとか、幼保一元化、重点的な施策、あるいは今後においては、市民協働センター、そういったものを今やらなければいけないという方針の中でやっていく、そういうことがございますので、基本的には、起債残高の削減、これを大きな目標としながらも、単年度の中では起債が一時的に増加するというのも今後あるのかなと、そんなふうに思っています。

しかしながら、いずれにしましても、その起債残高を下げていくという、財政健全化に向けては、そのことが大きな手法として捉えていく必要があるというふうに考えておりますので、今後努力をしていきたいというふうに思います。

それから返済計画を市民に知らせるべきではないかということでございます。これはそれぞれ起債を借り入れますと、3年すえ置きの10年償還とか、12年とかいう償還の計画がございます。これはそれぞれの起債事業において、それぞれ別々に計画を持っておりますので、それを全て公表していくというのは非常に難しいのかなと思いますが、議会のたびに繰上償還をして、こういう状況になりますというような報告は、今後もさせていただきたいというふうに思いますので、そのことをもっ

て、市民の皆さんに公表するという事で御理解をいただければというふうに思います。

議長（実友 勉君） 7番、田中孝幸議員。

7番（田中孝幸君） ぜひ、できるだけ明確に市民の方にお知らせをしていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

ただいま市当局の平成30年度以降の財政の健全化に向けての考え方、行動目標をお聞きしました。ぜひ、今後も最小の経費で、最大の効果という理念に基づき、業務改善を行い、さらに歳出削減に取り組んでください。本当に必要なものは何か、削減できる事業はないか、日常的に検証を行い、財政の健全化、スリム化に努めてください。最後に一言お願いします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまお話があったとおりであります。最小の経費で最大の効果を得るべき、それぞれ努めていきたいと、このように考えております。

議長（実友 勉君） 創政会、7番、田中孝幸議員の質疑を終わります。

続いて、政策研究グループ「グローバルしそう」、12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 政策研究グループ「グローバルしそう」を代表いたしまして、質疑をさせていただきます。

持ち時間が25分しかありませんのに欲張って質問しておりますので、答弁を含めての時間になりますので、できるだけ簡潔に、わかりやすく、明瞭簡潔に答弁いただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

まず歳入の決算についてでございますが、今年度も前年対比でマイナス3.6億円ということでございますし、これは普通交付税の減少が大きな要因と。さらには、市税の、今年度は、決算では伸びておりますけれども、まだ全体として収入の未済額が相当残っているということでございます。そういった交付税の段階的縮減とか、市税収入の減少が続く中で、どのような財源確保策が行われているのか、少し具体的な取り組みとその効果についてお伺いしたいと思います。

二つ目、市債、先ほどございましたので重複は避けませんが、現在の市債残高一般会計で302億円、特別会計も含めた合計602億円というのがございますが、これらについては、身の丈に合ったものなのかどうか、後世に重い負担とならないのかどうかということについて、もう一度お願いをしたいと思います。今やるべきことを重点的にという話でございましたが、ランニングコストも含めて、この箱物建設とい

うのはかかりますので、そういうことも十分考えた上で将来負担についての御答弁をいただきたいと思います。

それから歳出でございますが、経常収支比率のところは省略いたします。

その次の歳出の性質別の決算額で見ますと、この間、補助費と普通建設事業費の伸びが非常に高いなという印象を持っております。その中でも特に節の区分で申し上げますと、15節工事請負費、それから19節負担金、補助金及び交付金ですね。この節の比率が従来から高いなというふうに思っておりますが、それぞれの事業の効果、成果などの説明をいただきたい。特に補助費の支出が相当ありますので、それらについてどのような効果なり成果が上がっているのか、御説明をいただきたいと思います。

次に、不用額の件でございます。

監査委員からも毎年指摘がされておりますけれども、昨年度10億円程度の不用額がございました。本年度は、8億4,000万円の不用額が一般会計で発生をしております。毎年多額の不用額が発生しているわけでございますが、この発生原因としては、経費の節減によるものとか、あるいは予算編成段階では、十分予測できなかった予測困難なもの、そういうものがあるだろうというふうに思いますが、一方で、毎年多くの市債を発行している現状において、もう少し予算の見積もりが可能な限り精密に行われて、事務事業が適切に執行される必要があるというふうに考えております。その意味で、この不用額が多額に発生している理由ですね、もう一方、逆に言いますと、事務事業の効果等が十分検証されているのかどうか、その辺について御説明をいただきたいというふうに思います。

それから平成29年度の重点的な市長の施政方針として三つのアクションプランがございます。それぞれについてお伺いしたいと思いますが、まずアクションプランの第一については、若者子育て世代に対する住環境の整備ということでございますが、こういう事業によって、年間400人規模の転出超過、転出が上回っていることについてを是正を図りたいということの目的で、このアクションプランの位置が定められておりますが、その効果は十分発揮されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

さらに平成29年度からは、子育て世代包括支援センターの整備が行われました。何がどのように変わったのか、またどんな成果が生まれているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

それからアクションプランの2でございますが、これについては、農林業の営み

によって、生み出される彩の価値、そういうものに着目をして、それが地域の中で新たな生業につながっていくという、そういうコンセプトでいろんな事業がされておりますけれども、その彩と生業づくりに関する事業からどのような成果が生まれているのか、お伺いしたいと思います。

それからアクションプランの3、これについては、生活圏の拠点づくりでございます。一般質問でも言われておりましたが、庁舎建設とか行政機能の集約ということだけではなく、その周辺、あるいは集落間のネットワーク、そういうものとあわせながら、それぞれの拠点をつくっていくという、そういう目標に対して、どのようにされているのか。庁舎建設、行政機能の集約以外で、どのようなことが取り組まれて、どんな成果が生まれているのか、それをちょっとお伺いをさせていただきます。

それから続きまして、地域包括ケアシステムの関係でございます。市の資料では、地域包括ケアシステムが2025年目標で目指されておりますが、その将来像ということで、5つの要素が描かれております。その実現に向けた現在の成果と課題、それについて、これは何をやったかということではなく、やることによって、何がどう変わっていったのかというようなことを具体的に説明をいただきたいと思います。特に、高齢になっても、あるいは病気にかかっても、障がいを持って、住みなれた地域で住み続けることができる条件整備というのが、この地域包括ケアシステムの大きな目標でございますから、生活支援、あるいは、介護予防、こういうものの成果と課題について、重点的に御説明いただきたいというふうに思います。

水道事業については、昨日いろいろやりとりをさせていただきましたので、簡単にいきますが、これも非常に厳しい状況があると思いますが、さらなる構造改革ですね、宍粟市が抱える構造的な水道事業の中で、どのようにして、経営改善を図ることを考えておられるのかということをお伺いをいただきたいと思います。

最後に、総合病院の関係でございますが、これも監査委員から厳しい指摘がされております。累積欠損金、一時借入金による経営、そういうことから早急な病院経営の改善が指摘をされておりますし、さらには国県の医療制度改革を見据えた経営戦略の見直しの必要があるという意見まで出されております。宍粟総合病院の役割、使命というのがあると思いますが、こういう指摘、意見に対して、病院としてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

以上で1回目を終わります。

議長（実友 勉君） 大畑利明議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、政策研究グループ「グローバルしろう」代表の大畑議員の御質疑にお答え申し上げたいと思います。たくさんいただいておりますので、できるだけ簡潔にさせていただきます。少し早口になるかもわかりませんが、お許しいただきたいと思います。

まず1点目の財源確保のことではありますが、継続的に安定した財源を確保するという点については、非常に重要な課題であります。自主財源である市税については、徴収強化が非常に大事であると。いわゆる滞納の処分を含めてきちっとやっていくということでもあります。特に、平成24年度より兵庫県の個人住民税等整理回収チームと連携していただいて、いろいろ指導、助言をいただきながら、あるいは一体となって取り組んでおりまして、平成23年度から約2億3,000万円減少しているという現状があります。したがって、さらなるその整理も含めてであります。新たな滞納者をふやさないことが滞納整理の繰り越しの減少につながると、こういうことで、そういう意味では、さらに強固にやっていきたいと、このように考えております。

あわせて財源のところ、平成26年度から開始しております、ふるさと納税についても、平成27年度をピークに減少傾向にあるところではありますが、先般来より、総務大臣通知等々を含めていろいろ5割から3割という課題があるところではありますが、平成29年度においては、約1億1,000万円の財源を確保することです。

さらに工夫を凝らして、このことについても引き続きやる必要があると、このように考えております。

2点目の市債については、市債現在高は、約302億円、合計として602億円の現状で、身の丈に合ったものかと、こういうことではありますが、先ほど来いろいろ御質問の中で繰上償還を行う中で、さらにまた地方債を財源とする事業も全体事業として十分精査しながら、後年度への負担を減らすことで、より健全な財政運営を進めることが必要であろうと、このように考えております。そういう意味で、平成29年度の決算状況から、さらに今後においても健全財政に努める必要があると、このように考えております。

3点目はいいということでもありますので、4点目ではありますが、特に、補助費等と普通建設事業費についての事業効果や成果と、こういうことではありますが、補助費等については、定住促進、あるいは子育て支援、地場産業の振興、あるいは地域の活性化として、平成29年度より新たな補助事業を実施しております。特に森林（もり）の家づくり応援補助事業、あるいはしろう「森林の学人（もりのまなび

と)」下宿費補助事業等々する中で、そんな事業も実施しておりますが、さらには、子育て世帯の支援としては、新生児聴覚検査であるとか、あるいは1カ月児健康診査、産後健康診査等々に補助を実施しております。

また、畜産振興の中でも、畜産・酪農収益力強化整備事業ということで、地域の活性化を中心にしながら、それぞれ酪農を含めた、畜産を含めたところに力を注いだところであります。

また、地域の活性化としては、山崎中心市街地活性化事業を実施しておりまして、それぞれいずれの事業も地域創生の推進を図るものとして実施したものでございます。

普通建設事業費については、先ほど来ありました、学校関係であります、山崎西・山崎南中学校大規模改修であるとか、伊水小学校屋内運動場の整備、はりま一宮小学校の開校に向けた改修等々により児童、生徒の教育環境の充実を図ったと、こういうことであります。あわせて観光においては、道の駅みなみ波賀の施設改修による観光振興等々を進めてきたところであります。

それから、5点目の予算執行、いわゆる不用額を含めてのことではありますが、財政運営全般としては、平成30年度への繰越額を除いた予算額に対する支出済額の執行割合は96.6%となっております。決して低い数値でないと、このように考えています。

また、個別の事務事業の精査や検証については、決算は歳入歳出予算の執行の実績結果をあらわしたものでありまして、その結果は次年度予算の編成に反映されることから「予算編成はまさに決算から始まる」とも言われております。これからいよいよ新年度予算に向かっていくわけではありますが、編成事務の中でしっかり検証していきたい、このように考えております。

続いて、地域創生アクションプランの三つのところでどうかということでもあります。一般質問でもいろいろお答えしたところが少しありますが、住環境の整備では、平成29年度より住宅取得支援を拡充した森林（もり）の家づくり事業、その利用者のうち、約3割の世帯が支援制度があることで、宍粟市内へ移住や定住につながったと、このように考えています。

また、空き家バンクによる空き家の取得は21軒、森林大学の学生用シェアハウスの整備により、平成30年度の1年生13名が市外から移住しておると、こういう状況であります。

続いて、子育て世代包括支援センター等々によって、どういう成果だったかとい

うことでありますが、内容は十分御承知のとおりと、このように思いますが、具体的なところで、スクスク応援券の発行を初め、新たに10事業を展開するなどして推進してきました。また、母子健康手帳交付時に保健師が必ず面接して、個々の状況に合ったプランを作成することによって、妊娠期から切れ目のない支援が行えたと考えております。特に子育て世代の経済面での負担軽減と精神面での支援充実を図ることができたと、このように考えております。

2点目の彩と生業づくりのことではありますが、特に、タウンミーティングであるとか、講演会とかいろんなことを含めて、アクションプランの考え方も啓発やいろんな意味で広めてきました。一部の例ではありますが、河東地域の野々上自治会の里山づくりが始まったり、あるいは波賀元気づくりネットワークによる商店街の町並みを生かした軽トラ市の開催、あるいは、繁盛地域のMore繁盛、あるいは波賀の飯見夢むら棚田の会等々、そういう意味での各地で新たな地域活動につなげることができたのではないかなと、このように考えております。

3点目の生活圏の拠点づくりではありますが、この成果については、必ずしも施設を整備するというのではなしに、ソフトのことが非常に重要だと、こういう考え方の中で市民の皆さんにいろいろタウンミーティング等々の中で議論する、あるいは啓発する中で市民がまさにこれからのまちづくりへ一緒にやろうと、協働でやっていこうという意識の高揚、あるいはそういうまちづくりの関心が深まったと、このように考えております。さらにこのことについては、今後もソフトを含めて、ともにまちをつくっていくという考え方を推進していきたいと、このように考えております。

地域包括ケアシステムの関係ではありますが、生活支援、介護予防の成果と課題、この観点で申し上げますと、特に生活支援の取り組みでは、3名の生活支援コーディネーターを配置して、中学校域ではありますが、第2層協議体の設置に向けて、市内の各種団体へアプローチし、本年度からは社会福祉協議会と連携して、自治会の福祉連絡会へ働きかけを行っている、こういうところではありますが、成果として、社会資源、地域資源を発掘し、リスト化したことで、定期的に情報を更新することによって、関係機関との情報を共有しながら、仕組みづくりに活用していきたいと、このように考えております。しかしながら、課題としては、協議体の設置が思うように進んでいないところでありまして、地域へのアプローチの仕方や高齢者だけでなく、広い意味での地域づくりの視点も含めて、多様な関係主体間の連携協働による仕組みづくりを進めていきたいと、このことが重要と考えております。

介護予防の成果につきましては、特に、平成26年度から取り組んでおります、いきいき百歳体操が8月末現在で、今年度であります104教室、1,978人の登録者ということで、身近なところで、自発的な取り組みとして着実に進んでいると、こういうこと、またそれぞれの各教室に理学療法士であったり、歯科衛生士などが応援事業として支援にかかわっていただいております、さらなる介護予防事業の輪が広がりつつあると、このように思っております。

課題としても、このようないわゆる通いの場が介護予防の場にとどまっていることであって、今後については、生活支援や見守り活動へとつながるよう、さらに底上げ、発展を図っていくことが大事だと、このように考えております。

最後に、公営企業については、先日来いろいろあって、非常に厳しい状況であります。現在、水道事業経営審議会にも実情をつぶさにお示しする中で、将来に向かって進む必要があるだろうと、このように考えております。平成29年度を見ますと、非常に厳しい状況は現実として、否めない事実でありますので、さらに経費抑制等々、経営改善を検討する必要があると、このように考えております。

病院事業についても、いろいろこれまでも出ておりますとおり、経営の状況をつぶさに見ながら、改革プランの第1年次として、平成29年度スタートしたところですが、さらに経営戦略を十分見直しながら、病院としての立ち位置、あるいは、市民の負託に応えるよう、さらにその任に当たる必要があると、このように考えております。

以上であります。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） それでは、二度目の質問をさせていただきたいと思いますが、何点かに絞ってやらせていただきます。

まず歳入の件でございますが、財源確保について、債権の回収に努力いただいているということと、さらには、それは頑張りたいということをお願いしておきたいと思っております。

それからふるさと納税のこともありますが、これはやはり今後、見通しとしては、先細りするんじゃないかなという危惧もしておりますので、私は、前々から提案もしております寄附型のカーボンオフセット、あるいは森林に整備にかかるJ-クレジット、いわゆる二酸化炭素の排出削減をすることによって、収入を得ていくという取り組み、これは行政改革大綱の中でもうたわれているというふうに思いますが、その辺の取り組みが現状どうなっているのかという当たりをもう少し伺い

したいと思います。

それから市債の関係につきましては、返済能力の一つの指標として、私は標準財政規模があると思うんですね。宍粟市の場合は、今150億円ぐらいが標準財政規模かと思いますが、それを尺度でいいますと、市債残高、その2倍ありますし、一般会計で。それから合計でいいますと、その4倍になっているわけですね。この標準財政規模は、今は150億円ですけれども、今後やっぱり人口減少とか、いろいろによって、僕は縮小していく傾向があるんだろうと思うので、今だけの数字で樂觀できないというふうに思います。もう一度将来負担率のことも含めて、再度その辺の見通しを御説明いただきたいと思います。

それから補助金のございですが、確かに我々側からも人口減対策をやれということで、盛んに執行部に提案をして、補助金制度はふえる一方だというふうに思いますが、それは必要なものとしてふえていると思いますが、同時にこれもやっぱり限りがありますから、スクラップする部分も必要ではないかなというふうに思います。やっぱり既存のところでも有効に機能していないものについては、見直しが必要かというふうに思います。これも第3次行政改革大綱の中で、補助金の整理合理化という取り組みのことが書かれておりまして、見直しを図るということでございしますが、その辺について、どのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

不用額につきましては、これは議長にお取り計らいをお願いしたいんですが、もうあと、詳細審査に委ねるしかないので、目的別、あるいは性質別にどのような不用額が出ているのかという資料を詳細審査のほうに、決算委員会のほうに提示をいただきたいというふうに思いますが、議長、お取り計らいをよろしく願いいたします。

それからアクションプランのございですが、400人の転出超過の是正ということで、一定森林の家づくり、そういうものとか、空き家関係で3割程度の定住につながったということございしますが、まだまだ道半ばだろうというふうに思いますし、森林の家づくりについては、市内での移動ということで、本当のそれが定住というふうに言えるのかどうかということもちょっと私も疑問符を考えるとところもございしますので、やはり一方で、生活拠点をほとんど北部で、3町で展開しているわけですから、そこにしっかり住み着いてもらうことが定住であるというふうに思います。宍粟のどこに住んでもいいという問題ではないと、私は思うので、その辺とこの事業が本当にマッチングできているのかということをもう一度お伺いした

いと思います。

それから、子育て世代の包括支援センターについては、先ほど市長から経済面、あるいは精神面の負担軽減を行ったということではありますが、行った結果、どうなっているのかということ再度、これは部長のほうから答弁をいただかないといけないと思いますが、この目的は、やはり安心して子どもが産めるということで、出産というものに対しての、これも子どもの数をふやしていく事業の一つだろうというふうに思いますので、その辺が、今すぐということではありませんが、効果として結びついていっているのかどうかというあたりを少し御説明ください。

それと彩と生業づくり、これも目的は市長、農業とか林業の振興だったと思うんですよ。先ほどいろいろおっしゃったもの、これは地域で本当に頑張っておられることですよ。直接市が補助金を出して、そこは頑張っておられるというよりも、自主的グループとして、地域がこのままではいけないということで、やっぱり市民の参画と協働で成り立っている事業だと思うんですけども、本来的には、1次産業の復活に向けたアクションプランをしっかりと僕は展開していただきたいと思うので、これについてはちょっと弱いのかなというふうに感じましたので、その辺また今後のことを聞かせてください。

それから拠点づくりについては、若者会議とか、いろいろ若者の意見を聞いていくという取り組みをされておりますが、どうしてもまだ、ハード整備に重点が置かれているというような気がしてならないんですね。一番最初に私たちが説明を受けたのは、その庁舎にいろんな行政機能を集約すると同時に生活機能も周辺に配置していくんだというふうにおっしゃってました。その辺がないと、なかなか定住できないと思うので、そのあたりについての取り組みが弱いと思うんですが、いかがでしょうか。

それと最後にします。地域包括ケアシステム、これについては、がっかりしたんですけども、地域包括ケアシステムの総合戦略のところにKPIがあって、何がKPIとして挙げられているかといったら、いきいき百歳体操だったんですね、それだけだったんです。それは介護予防という意味では、確かにそのことは成果を上げているというふうに思いますが、今4つの保健福祉圏域の中で、それぞれのところで4つの生活圏のところで住み続けられるための生活支援サービスとか、医療福祉のそういう連携が本当にしっかりできているのかというと、どうもやっぱり事業所なんかは、どんどん中心部のほうに医療機関なんかも流れてきていますので、本当に地域包括ケアシステムが市内にくまなくでき上がっているのか。2025年の将来像

に抜けて、その方向に進んでいるのかと、非常に疑問を感じますので、そのあたり、今、何合目ぐらいにあるのかというのを、どういう課題がこれから残っているのかというあたりをもう少し具体的に教えていただきたいと思います。

以上で2回目終わります。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私のほうからは、たくさんいただいたところで、私なりに答弁できる部分をお答えさせていただきたいと思います。

まず、財源確保の部分ですが、先ほどのカーボンクレジットも含めてであります。私は、これから新たな財源もやっぱりしっかり求めていかないかと、こう思っています。そういう意味では、森もそうではありますが、他のことも含めて、宍粟市の将来に向かって、これは検討していかないかと。これは平成29年度の状況から、そう感じております。

それからもう1点は、昨日の一般質問であったとおり、これから森や、あるいはこれをどうしていくのかということも含めながら、市民の皆さんといろいろ議論する中で財源確保をどうしていくのか。場合によって、カーボンクレジットもこれからより機能していくのか、こういう議論が大事だと、このように考えています。

それのみならず、ほかの財源もこれから検討する必要があるだろうと、こう考えております。

それから補助金のスクラップについては、確かにそのとおりでありまして、新たにビルドばかりしていくと、いつまでたってもいかなので、スクラップについては、先ほどお答えしたとおり、今回の決算そのものが次年度の予算にどう反映するかが非常に大事でありますので、その段階で、この補助金の精査も含めて、当然行政改革もそうではありますが、十分このことは念頭に置いて進めていく必要があると、このように考えています。

それから不用額を含めたところについては、先ほど第1答弁で、またいろいろ委員会の中で、多分資料も含めながら議論していただくことになろうと思います。また議長の判断を仰ぎたいと思いますが、可能な限り資料も提出しながら議論することは大事だと、このように考えています。

それからアクションプラン、400人云々というのは、特に森林の家づくり事業で、市内から市内へという、そうじゃなしに、当然そのことを市内の人たちを市外へ出ないような食いとめ策も必要でありますし、そのために、それぞれのところで、ずっと住み続けていただくという施策、これは一挙にいかないの、まずこういう事

業も含めて、段階を追ってやってあるので、そういう方向は必ずその地に住んでいただくということの方向性は間違いないように進めなくてはならないと、このように考えています。

それから子育てを含めてであります、いろいろあるんですけれども、課題はたくさん見つけておるんですが、成果という、なかなか端的に、単年でなかなか出にくい状況もありますので、先ほどお答えしたことも含めながら、もう少し将来に向かってどうしていくかということも十分議論していきたいと、このように考えております。

それから生業であります、まさに基本的には、我がまちは農業、林業、第1次産業を中心にして今日があるわけですが、そういう意味では、これからの生業について、今確かに地域の勢いをつくっていくことも大事ですが、それをどう仕事に結んで、そこに定住という、こういうことですが、そのためには、農業、あるいは林業をいかにそこに醸し出していきながら、生業につなげていくかと、こういったことも大事でありますので、おっしゃったことも含めても、十分これからさらに練っていききたいと、このように思います。

それから地域包括ケアシステムについては、当初の目標があるわけですが、何合目とおっしゃったかもわかりませんが、私はまだ、大変申しわけないんですが、緒に就いたところあたりで、基盤の一部が固まりつつあるのではないかなと。医療機関をどう配置していただいて、1カ所に集中するのではなく、できるだけ身近なところでというのが地域包括の大きな狙いがありますので、この方向は、間違いないように、今後進めていく必要があるだろうと、こう考えております。

以上、私のところでは、そのような答弁で終わらせていただきたいと思います。
議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、市債の関係、それから拠点づくりの関係についてお答えさせていただきます。

指標の評価という部分については、非常に難しい部分がございます。標準財政規模も年々減ってきているという状況は、今御指摘いただいたとおりだというふうに思います。今後どういうふうな財政運営を念頭に、この指標も考えていくかというところが非常に我々に課せられた課題だというふうに思っております。先ほどの答弁でもさせていただいたように、できる限り、一般会計で300億円の起債残高というところを、それが多いか少ないかというのはなかなか申し上げられないんですが、そのことを減らしていく努力を今後も続けていくということにしていきたいという

ふうになっております。いずれにしても、類似団体の比較をしましても、私どもの実質公債費比率、あるいは将来負担比率、いずれにしても高い水準にありますので、今後においても、そのことの健全化に向けた取り組みというところを強化していきたいというふうになっております。

それから拠点づくりの部分で、ハードに重点を置いているように見えるというふうなお話でございました。この間、地域との委員会では、例えば一宮では、子どもたちの遊び場というところの部分も確保していきましようというふうなところで、今実施設計の中では、公園だったり、あるいは施設内には、遊戯室とか、そういったものを設けていこうという、地域の跡地の利用というところでの部分での御協議をいただいたところを反映をさせておりますし、さらには、千種のほうでは、会議の中では商店街というのは、非常に大きな位置づけになるのではないかなというところについては、お話もさせていただいたし、議論もさせていただいておりますが、そのことについて、こうしていきましようというところには、まだ至っていないというところがございます。そのあたりも含めて、今後市民局と十分調整しながら、地元とも協議を重ねていきたいというふうになっております。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） それでは、私のほうから子育て世代の包括支援事業のことと、それから包括の全体的なところ、実務のところでお答えさせていただきます。

まず、子育て世代の包括支援事業の点でございますが、成果説明書のほうにもお示しをさせていただいております。今回の平成29年度の成果のところ、この地域で子育てをしたいと思う親の割合ということで、乳児健診のアンケートをとっております。全国のベースラインが91.1%以上を目指す中で、宍粟市の場合、97.4%という結果が出ております。この数字、さらに積み上がるように、今後も努力をしてまいりたいと、このように考えております。

それから包括の件で、なかなかK P I、いきいき百歳体操のみかというふうなこと、また実績の話でございますが、やはり地域の支え合いづくり、ここの部分が弱いのかなという思いでおります。

それから介護予防についても、いきいき百歳体操だけではない、弱い部分かなと、このように考えております。やはり今後は、この生活支援の部分、見守り活動であったり、支え合い活動、このあたりのところをもう少し多様な資源によるすき間のないネットワークづくりであったり、地域の実情に応じた日常生活の困り事、こう

ということについての支え合い、また助け合いの仕組みづくり、こういうものが必要かと思うんですが、なかなかKPIにしにくい部分もございました。このあたりにつきましては、多様な意見を聞きながら、今後宍粟市らしいシステムの構築を進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（実友 勉君） 政策研究グループ「グローバルしそう」大畑利明議員の質疑を終わります。

続いて、3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 3番の山下です。私の持ち時間は10分となっております。ただし質疑3回まで優先となっております。

それでは、質疑を行います。

まず、コンテナ回収用資源物ステーション設置事業、これについて質疑を行います。

成果説明によりますと、分別によるごみの減量化と再資源化を促進するため、平成30年度から実施する市内全域でのコンテナ回収に向けた資源物回収ステーションを設置したとあります。7,311万6,000円もの一般財源が投入された事業となりましたが、住民説明会は実施を前提としたものであり、資源物回収ステーションまでの距離が遠くなることや、設置や維持管理における自治体負担の重さなど、不安や納得がいかないことが残されておりました。それらは解消されたのでしょうか。

続きまして、幼保一元化推進事業についての質疑を行います。

成果説明によると、幼保一元化推進計画に基づき、子どもの育ちに必要な集団規模を確保するため、戸原地区、一宮南地区、一宮北地区において、認定こども園の整備に着手したとあります。認定こども園推進の一方で、耐震診断や耐震工事がなされていない公立幼稚園、公立保育所に対する整備はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

続いて、総合病院の医療機器の整備更新についてお尋ねいたします。

成果説明書によりますと、総合病院の医療機器の整備更新を行うことで、診療体制の確保と良質な医療を提供するための整備を行ったとあります。平成29年度は、1億1,174万5,000円の医療機器が整備されております。このことにより、どのように診療体制の確保ができたのか。また安全、安心、信頼のできる良質な医療が提供できたとありますが、具体的な説明をお願いいたします。

続きまして、介護保険料の不納欠損について質疑させていただきます。

平成29年度の介護保険料の不納欠損額が2,551万9,280円となっており、65歳以上

の市民の介護保険料の負担が生活を圧迫しているということがわかります。国によります減免制度の早期実現は、必要であります。市として65歳以上の市民の生活や介護を守るための対策は考えられているのでしょうか。また、考えられたのでしょうか。平成29年度から滞納者に対して、サービスを利用したときの給付制限を行っておられるそうですが、現状はどのようになっているのでしょうか。具体的な説明をお願いいたします。

これで1回目の質疑を終わります。

議長（実友 勉君） 山下由美議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、山下議員の御質疑にお答え申し上げたいと、このように思います。

まず1点目のコンテナ回収用資源物ステーションへの不安は解消されたかと、こういうふうなことでありますが、資源物回収ステーションを集約することによって、ステーションまでの距離が遠くなられた方がおられることも認識しておりますが、24時間いつでも資源物が排出できることであったり、あるいは資源物をみずから資源物コンテナ回収ステーションまで排出することが困難な世帯に対して、高齢者等の資源物排出支援制度を新しく取り入れ実施させていただき、また自治会の負担につきましても、各ステーションに職員を巡回させ、御要望等にもお答えをさせていただいております。

現在、市民の方からの大きな不安等の御意見は確認しておりませんが、一定不安等は解消され、ほとんどの皆様が御理解いただいているものと、このように考えております。

次に、公立幼稚園・保育所の耐震化につきましては、平成29年度におきましては、公立幼稚園、公立保育所の耐震診断及び耐震工事は行っておりません。

次に、公立総合病院の医療機器整備事業についてであります。医療機器の整備につきましては、整備計画に基づいた機器更新を行っておりまして、新規購入機器については、各科からの使用内容のヒアリングを行い、その有効性を確認した上で購入しているところであります。平成29年度におきましては、一般X線撮影間接変換装置や診断情報システム、大腸ビデオスコープなど新規、更新を含め合計27件の医療機器を購入いたしました。これにより、経年使用によるふぐあいや故障により診療に支障を来す不安が解消され、今まででできなかった治療の実施や最新技術の導入により医師の診断治療をサポートできるようになったところであります。

診断情報システムにおきましては、内視鏡、超音波、生理検査の診断情報を管理するシステムであります。経年による機器の劣化もあり、画像データの保管と維持等々機器を更新いたしました。これにより、患者様の検査情報や検査画像などの診断情報について各診療科で共有できるようになったところであります。

また、尿失禁治療用磁気刺激装置におきましては、尿失禁を伴う過活動膀胱患者の症状の改善を目的として導入いたしましたところであります。主に骨盤底領域の神経の刺激を行う磁気刺激装置で、着衣のまま、椅子に座った姿勢で治療できるため治療への抵抗感や患者の皆さんの負担を軽減できる装置となっております。今後も新技術導入による医師のサポート、患者の皆さんが安全安心で信頼して受診していただけるように、医療機器の整備を図っていく必要があると、このように考えております。

次に、介護保険料の不納欠損の状況であります。1点目の65歳以上の市民の生活や介護の対策についてですが、介護保険制度は、高齢者の生活を支援するためになくてはならないものとして定着してきており、介護保険制度を維持していく上で、まずは、介護保険料をきっちり納めていただくことが、何よりも大切であるものと考えております。そのため、介護保険料額決定通知や65歳到達の案内の際には、介護保険料を納めないことによる制限について、内容を工夫しながら周知に努めておりまして、平成29年度には現年度、過年度とも収納率は向上しております。一方で、介護保険料の軽減策につきましては、これまでも説明してきましたとおり、保険料段階の多段階化や介護保険事業基金の活用を行っているところであります。

2点目の給付制限の現状についてであります。現在4名の方が対象でございますが、給付制限に当たっては、丁寧に説明を行い、御本人の了解のもと実施しております。介護サービスを利用する際に、介護保険料を納めていない人には、法令上、未納の期間に応じて、給付制限がかかる制度となっておりますので、その点についても御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） それでは、2回目の質疑をさせていただきたいと思います。

この幼保一元化推進事業のところの市長の先ほどのお答えの中で、耐震診断や耐震工事を行っていない公立幼稚園、公立保育所が残されているということをしかりとこの場でも明言されたんですけども、そのような状態で、子どもたちの命が

守れるのかどうかというところで、私としては、早急に耐震診断や耐震工事、これは本当に必要なのではないかというふうに考えるわけです。そこで平成21年8月に制定されました幼保一元化推進計画は、制定からこの平成29年度においても、もはや10年が経過しようとしているわけでありますから、現状にそぐわないのではないかと、早急に見直しを行って、公表して市民の意見や情報を募集するべきではないかというふうに考えているのですが、お答えをお願いします。

それともう一つなんですけれども、介護保険料、これについてなんですけれども、2016年に厚生労働省が調査したところによると、介護保険料の差し押さえが非常にふえていると。65歳以上の1万6,000人超の方が今、2016年度時点ですけれども、介護保険料の差し押さえをされているというような報告があります。この65歳以上の人の介護保険料は、年金から強制的に天引きされる特別徴収、これが大方9割、全国的ですが。また一方で、無年金の人や年金が年額18万円以下の方は、1カ月にしますと1万5,000円以下、この人たちは普通徴収となって、保険料を納付書に基づいて自分で納めなくてはならない。無年金の人、あるいは、年金が月額1万5,000円以下の人たちも納めなければならないという非常に厳しい制度でありますので、国においても、介護保険料の差し押さえが65歳以上、1万6,000人超となるような結果になっているわけでございます。そこで宍粟市の現状で、先ほどお答えくださったところによりますと、4名の方が滞納者に対する処分を受けておられるということで、恐らくこの処分の内容というのが、利用料を一旦10割負担してもらった上で、全額を払い戻しさせる償還払い、これが既に4名の方に行われているのではないかなと思うんですけれども、これは本当に国自体が介護保険制度ということを考えて、減免制度の早期実現等しなければいけない問題かもしれないんですけれども、今、この宍粟市において、こんなふうに介護保険が非常に使いにくい人たちが生まれてきている。そしてまた、これをそのまま放置、何ら施策を考えないまま放置しておいたら、介護保険料を差し押さえをしなければならないような現状にも向かっていくのではないかと思われるので、私としては、やはり市が市民の生活や介護を守るための何らかの施策を今考えるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

以上、2点お願いします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 1点目の耐震診断については、私、平成29年度においては耐震工事は行っておりませんと、決算に基づいて答弁させていただきました。ただ、

幼保一元化のことについては、またいろいろな議論がありますが、教育委員会もその目的に沿って順次進めておりますので、その方向に沿って、市も一緒になって推進をしていきたいと、このように考えております。

それから2点目の介護保険については、私は、決して宍粟市民の皆さんが使いにくいとか、そんなんではなしに、先ほど申し上げたとおり、現在4名であります、丁寧に職員も説明をしながら、本人の了解を得ながら、そういう対応をしておりますので、平成29年度においては、私は市民の皆さんの大方の皆さんの理解を得て、進めておると、このように考えております。

議長（実友 勉君） これで、3番、山下由美議員の質疑を終わります。

続いて、宍志の会、5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） それでは、宍志の会を代表して、質問させていただきます。

まず通告の1番の健全化判断比率についてのことですけれども、今までの議員さんとほとんど同じ内容ですので、これは省略させていただきます。

ただ、そこで言われていましたやはり将来に不安を持っている市民の方がたくさんおられるというふうに私も思いますので、そのあたりのことについて、やっぱり安心してやっていける、暮らしてもらえようさらなる説明をしていただければなというふうに思います。

その次、それでは二つ目ですけれども、地元の食材の生産販売消費の流れをつくる取り組みについてお伺いします。

保健福祉課で食育が推進されていますが、食育を進めるに当たり地場産品の生産・消費が当然取り組みとして出てくると考えます。そのあたりの保健福祉課や産業部の関連部署等との連携した取り組みはどういうふうなことがなされたのかをお伺いいたします。

その次、耕作放棄田の実態把握と原因について。

中山間地等直接支払い、多面的機能支払い、宍粟産物販売促進事業、耕作放棄地対策等々、さまざまな施策がされてきておりますが、耕作放棄田は逆にふえているのが実態のように思われます。耕作放棄田増減の実態把握はどのように行われているのか。また、この5年で何%の農地が耕作されなくなっているのか、そのあたりの数字をお聞きしたいと思います。また、その原因と対策についてお伺いいたします。

続いて4つ目ですが、山の再生事業の成果と今後の考え方について。

森林管理推進事業、緑税活用事業等は、放置された杉・ヒノキの人工林の山をよ

みがえらせ、野生動物との共生の道を開き、また、それにより雇用も生む、非常に重要な事業だと思います。獣害対策も根本的には山を彼らが住める環境に戻さなければ解決しないと考えます。

そこで、まずこれらの事業により、およそ何人くらいの雇用をつくることができましたのでしょうか。そして、今後、この施策を継続していく上での問題点は何でしょうか。

最後に住宅取得の補助政策についてです。

移住・定住支援事業の住宅取得補助金は本当に有効に働いているのでしょうか。ある意味、北部の若者が山崎に出ることを加速しているようなところはないでしょうか。

まず、具体的にこの事業により、実家の近くというか、同じ旧町内で新築した者の数等、北部から山崎に出て家を建てた者の数を示していただきたい。

二つ目として移住・定住が一番望まれるのは宍粟北部地域だと考えますが、この住宅取得補助政策による効果をお伺いいたします。

以上、1回目よろしく申し上げます。

議長（実友 勉君） 今井和夫議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、宍志の会代表の今井議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の健全化については、基本的には、後年度への負担等々を減らす、当然でありますし、市の財政健全化に向けた取り組みをさらに平成29年度を踏まえて、取り組んでいく必要があると、このように考えております。

2点目の地元の食材の生産・販売・消費の流れの取り組みについてであります。食育の推進につきましては、平成17年に食育基本法が制定されたことを受けて、宍粟市では食育推進計画を策定する中で、産業部を初め、各関係機関と連携をとりながら取り組みを進めておるところでございます。

具体的な取り組みとしましては、地産地消クッキングであったり、あるいは食育チャレンジ講座を開催するなどして、地産地消の大切さを学んだり地場食材を使った調理実習を行っておるところであります。

また、地産地消の推進、食材の有効活用等の伝達、あるいは郷土料理の伝承として、学校給食や料理教室等で地元の食材使用の推進、生産者による講演会、収穫体験や調理実習などにも取り組んでおるところであります。そういった取り組みの状

況も、本年度は、しーたん放送等々でも流す中で、市民の皆さんにも啓発をしておると、こういうことでもあります。こういう取り組みをより多くの市民に知っていただくことが当然必要であります。広報しそうであったり、いろんなところでやっておりますが、特に、今年度については、広報しそうで毎月「しそう食と健康のこらむ」ということでの記事も平成29年度を踏まえて、今年度につなげておるところであります。

さらに現在、産業部を含む庁内関連部署との横断的なプロジェクトによりまして、第3次健康増進計画及び第2次食育推進計画の策定を進めておるところであります。

続いて、山の再生事業の成果、今後の課題等々であります。特に1点目の森林管理推進事業等の活用により、どれだけ雇用が創出できたかと、こういうことでもあります。平成29年度から市の単独事業として、新規事業体を対象とした補助事業を実施しているところであります。平成30年の3月末現在で、新規で起業された林業事業体は4社ふえて、合計30事業体となっております。平成30年3月末で30事業体であります。新たにそこに9名の雇用を生み出すことができっております。

2点目の問題点はということでもあります。今後の森林整備を総合的に進めていく上で、事業計画や市の新たな取り組み方針を構築することが課題であります。一昨日、昨日等、いろいろ一般質問でも御提案いただいておりますが、そういったことも踏まえながら、今後はいろいろ新たな方針となるのか、そういう方針を明確にしていく必要があるだろうと、こう考えておりました。そういうことはある意味の構築していくことが私は課題だと、このように考えております。その解決のためには、財源であったり、あるいは人材の確保、あるいは公有林と民有林の連携、さらには小規模林家の集約であったり、所有者の明確化等々、非常に必要であると、このように考えておるところであります。特に所有者の明確化におきましては、地籍事業を随分宍粟市は取り組んでおるところであります。兵庫県下では、平均の進捗率は30%であります。宍粟市は、今現在60%の地籍調査の進捗率でありまして、特に、一宮を皮切りに、波賀、今千種は進んでおりますが、一部山崎も入っております。だんだん林家というか、所有者がわからなくなる状況が想定できますので、そういったことも明確にすることによって、この森林の事業等々について取り組む必要があると、こういうふうに考えております。

次に、住宅取得の補助政策の中で、課題等々あります。どうだったのかということでもあります。森林の家づくり応援事業の申請等の実績、このことについてあります。この事業については、昨年度から実施しておりますが、平成29年度は

62件の申請がありました。そのうち、市外の方が市内で住宅取得をされる申請が9件、一宮・波賀・千種から山崎で住宅取得する申請が5件、山崎から北部で住宅取得する申請は0件、北部で実家近くでの住宅取得の申請は9件という状況であります。

関連しますが、あわせて2点目の本事業が、市北部の若者の南部への流出を加速させてはいないかという危惧の内容もありましたが、また同時に、北部での効果はどうかという、この観点であります。確かにこの状況を見ますと、市南部へ5件の流出が確認できる場所があります。北部で実家近くに住宅取得されている方が9件あることから、市北部から南部ないし市外への流出抑制にも一定効果があったのではないかと考えられる部分があります。しかし、平成29年度、初めての事業でありますので、ただいま申し上げた数字で直ちにどうこうという検証はなかなか厳しい状況であります。いましばらくその状況を見ていく必要があるだろうというふうに思いますが、少し関連的に捉えますと、そういった傾向も否めない事実かと思っております。さらにこの事業を数年やる中でしっかり検証していく必要があると、このように考えております。

場合によりましては、その中で新たな仕組みも考えていくことが必要になることも予想できるのかなど、こう思っております。ただ、当面こういったことについては、若い人たちの市内への定着、あるいは市外からの定着ということもさらに進めていく必要があると、このように考えております。

なお、耕作放棄田の実態把握等々、3番目については、農業委員会でありまので、農業委員会事務局長のほうから御答弁させていただきたいと思っております。

議長（実友 勉君） 西村農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西村吉一君） 私のほうからは、耕作放棄田の実態把握についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、耕作放棄田の増加の実態把握の方法につきましては、農林水産省が5年ごとに実施しております、農林業センサスの公表データを参考にしております。また、農業委員会のほうでは、農地の利用状況調査を目的としました農地パトロールを毎年8月から9月上旬に実施しております。今後は、農業委員会が行っております、農地パトロールの調査結果や平成29年度から農地利用最適化推進委員制度の委員の活動も始めておりますので、そこで調整されました農家台帳の集計数値を参考に分析するのもよいのではないかと考えております。

また、その次に、この5年間で何%の農地が耕作されなくなったかについてでござ

ざいますが、先ほど言いました農業委員会の農家台帳の数字としましては、平成29年度末から集計しておりますので、ちょっと増加の状況については把握できません。そういった中で、農林業センサスをもとに説明をさせていただきますと、2010年をもとに2015年の状況になるんですけれども、耕作放棄地につきましては、2010年度の耕地面積に対しまして、3.8%の増ということで、386ヘクタールというようになっています。

続きまして、耕作放棄地の対策についてなんですけれども、農業委員会のほうで、こういった格好での農地パトロール、また市単独の事業に取り組みまして、耕作放棄田を復田するとか、また耕作放棄田の有効利用というようなことでも取り組んでおります。

また、休耕田を活用した景観木の植樹、また地域産業の野菜栽培や高原野菜などの取り組みにも使っておるというようなことで、そういったことでそういうような取り組みを進めております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） それでは、ポイント的に2回目の質問をさせていただきます。

まず2番の地元食材とか、食育の関連ですけれども、食育をしていく部分において、必ず地産地消というか、その辺の地元産という、そのあたりの関連というのが必ず必要になってくると思いますので、例えばそれこそきょうの神戸新聞にも載っていたと思うんですけれども、たつのだったか、赤穂だったか栄養士さんが、自分の地域の農家の紹介を兼ねて、食材の紹介をずっとやっていくというのが、まさにそういう食育と生産の現場を一致した、そのあたりの取り組みをもう少しやっぱり強化していく必要があるんじゃないかなと。それは経済の循環という意味でも必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、そのあたりもう一度だけ簡単にお答えください。

それから3番のあたりは一般質問で私もずっと言っているあたりのところになりますので、3番とか、4番のあたりは、本当にこれからの宍粟をつくっていくための仕事をつくっていくためのまさにキーポイントになるところだと思います。ですからこのあたりは本当にしっかり、今後もやっていっていただきたいというふうに思います。そこは答弁は結構です。

それから5番についての住宅の取得ですけれども、正直北部の中での住宅建設が9件あるというところで、正直驚いております。こんなにあったんやなというふう

に。印象として南のほうへ出て建てているのがすごく印象にあるんですけども、それよりはそちらのほうが多いというあたりのことはちょっと驚きではありました。ただ、先ほども市長も言われておりますけれども、やはりどうしてもやっぱり北部から南部へ出ていく流れというのはやっぱりありますので、私的にはやっぱり地元で建てかえるときには、さらに特典を大きくするとか、何かそのあたりの工夫が今後必要、見直しをされてもいいのではないかなというふうなことも思います。そのあたりも含めて、ちょっと2番と5番のあたりで再答弁をお願いいたします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 住宅取得のことにつきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、平成29年度に始めて、ああいう状況であります。直ちにどうというのは、なかなか検証が難しい状況ではありますが、今後そのことを見ながら、先ほどおっしゃったことも十分検討する一つの材料になるだろうと、こう思っております。そういう方向で、今後この事業をさらに加速して推進する中で、あるいはもっとPRして、そういう状況も検証していきたいと、このように考えております。

食育については担当部長のほうから。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 地産地消につきましては、全国的な取り組みとして、それぞれの地域で頑張っておられるところでございます。宍粟市におきましても、やはり地元の食材を提供して、それを食べて大きくなるといったところから、やっぱり学校給食、この部分については、非常に昔から取り組んでいるところでございます。特にお米であったり、それから特産品である鮎であったり、そういった地元でとれる旬のものをを用いた料理と、こういったことも十分提供されているところでございます。

それと地産地消の中で、大きなキーワードは、今年ちょっと重点的に取り組んでおります発酵文化、これがあると思います。この発酵の文化をもともと宍粟市にあったものですが、これをもう一度見直して、これからこれを一つのキーワードとして取り組んでいく、こんなことも必要かと考えております。

以上です。

議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） ありがとうございました。

それでは、あと細かいところは、もう決算委員会のほうでさせていただきたいと思っております。最後になりますが、先ほどもちょっと言ったと思うんですけども、や

はり今回の決算とか、平成30年度予算とかを見させていただいて、もう少しやっぱり言葉をはっきり言えばカットすべきところをもう少しやっぱりカットしていかなければ、財源の限られた中で、次の施策というのがやっぱりどんどん必要になってくる施策というのがいっぱいあると思うんです。それをやっぱりやろうと思ったら、市民の皆さんにもやっぱり我慢していただくところは、しっかり説明をしてもらって、やっぱりカットしていくべきは、カットして行って、新しい施策をしていくという、そのことをもう少し力を入れていく方向がやっぱり必要じゃないかなというふうに会派の中でもよくそういう話はよく出ておりますので、そのあたり、それこそ今から来年度予算等の予算編成にもかかっていくと思いますので、重々頑張っていたきたいなというふうに思います。

これで一応質問を終わります。

議長（実友 勉君） 答弁はいいですね。

5番（今井和夫君） はい。

議長（実友 勉君） これで、宍志の会、5番、今井和夫議員の質疑を終わります。

以上で、通告に基づく決算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております、第88号議案から第98号議案までの11議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月25日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 0時19分 散会）